

第2日（9月17日）

1 杉田 源太郎 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

1 農地を守るについて

国の農業政策の矛盾が国民の安心安全な「食」とその「量」を共に脅かしている。物価高の問題で国民の生活、営農者の生活が窮地に追い込まれる中、国の減反政策は転換され農地を守ることとされたと感じている。

(1) 「地域未来投資促進法」に基づく民間企業開発事業の進行状況について

本件に関し、6月議会の答弁では「地域未来投資促進法の基本計画において、大井川地域で5か所、大富地域で1か所、北部地域で1か所について、重点促進区域として国から同意を受けている。」旨の答弁があった。

ア 売買契約を望まず、営農継続を望む地権者あるいは農地を借りて耕作を希望する営農者への対応はどのようにしているか

イ 「農地を守る」立場の市の農政は、「焼津市産業立地ビジョン」の考え方について、営農者にどのような説明をしているのか

(2) SIC周辺まちづくり事業について

ア 昨年度末に開催された準備組合総会では参加者が少なく、またこの事業に対して厳しい意見が多かったと聞いている。地権者（関係権利者）の参加が少ないことについて、市として現状をどのように捉えているか

イ 参加しない地権者に対して個別対応が必要としているようだが、役員以外に市の担当者が行うと聞いているが、市はどのようなスタンスで聞き取りを行うのか

ウ 2月議会での質問で「土地利用構想案」に農地がないことについて質した。その後もその案で検討が進められているようだが、市は支援する立場として農地を無くす「まちづくり」についてどのように認識しているか

エ 市街化区域への編入なしにはこの「まちづくり」は成立しない。今までも質してきたが営農は現在厳しい状況にある。

(ア) 市は県との協議を行ったと聞いている。市街化編入について県の対応はどのようなことだったのか

(イ) 市街化調整区域から市街化区域になった場合の営農継続についてどのように支援するのか

(ウ) 県の都市計画手続きを進める上での条件は何か

オ 農政は営農継続への支援で「農地を守る」ことが基本姿勢だ。「地域未来投資促進法」に基づく民間企業開発事業、SIC周辺まちづくり事業ともに「農地を守らない」ことについて見解を

2 自然災害防災、原子力防災について

国内での地震が止まらない。7月30日にはカムチャツカ半島地震による津波警報が焼津市にも発表され、避難指示に対して庁舎、地域交流センター等避難場所への避難状況

も報告された。8月20日清流館高校で議会との意見交換会が行われ「防災について」の班に参加してとても参考になる話し合いができた。

(1) 自然災害防災について

ア 令和7年度 焼津市自主防災組織活動指針は「南海トラフ巨大地震に備え防災意識を高めよう」とあり、訓練内容として「自主防災会は参加市民から安否確認カード等で安否確認を行い、自主防災会本部は避難者数全体を集計して焼津市災害対策本部へ報告」とある。最近は同様の訓練が続いている。地域によって内容に違いはあると思うが「年齢別参加率」の状況はどうか、また「防災意識」は高まっているか

イ 訓練内容について地域からの要望は出ているか

ウ 7月30日沿岸部では避難タワーへ避難された方もいると聞いている。しかし猛暑・酷暑のなか日陰のないタワー最上階への避難は少なかったと思う。緊急性によってなんとも言えないこともあるが時間帯、天候、避難時間によってタワー利用方法について何か検討はされているか

エ 避難行動要支援者への地域での訓練参加障害者、一人暮らしの高齢者が災害時に避難する方法を決めておく「個別避難計画」を策定することになっている。国は26年までに優先度の高い避難行動要支援者について完了するよう求めている。現在焼津市での対象者は何人でどの程度計画は進んでいるか

オ 状況によって対応は違うと思うが災害発生時の民生委員・児童委員の役割はきまっているのか

カ 避難所はいくつかの自治会が利用、運営することになるが開設訓練を行っている避難所とされていない避難所がある。市としてどのように進めていくことにしているのか

(2) 原子力防災について

「福島原発災害は忘れてはいけない。異常気象の問題もあるが電力需要が大きく伸びている。安定電源確保という観点から原発の再稼働という声もある。UPZ圏内の焼津市として市民に再稼働の賛否アンケートを取ってもらいたい」意見交換会で高校生から出された意見です。

ア 原子力災害に対する冊子（原子力災害のしおり・広域避難ガイドブック）には災害発生時の行動について記されている。これらの内容の中で市民対象の防災訓練を行う計画はあるか

イ 国内でも地震は起き続けている。政府の地震調査委員会は今年1月に南海トラフ地震発生確率は10年以内では30%程度、30年以内では80%と発表している。浜岡原発は停止してから14年経過。規制委員会は昨年までに1,300回の審査が行われているも結論を出すに至っていない。市民の命とくらしを守る市の責任として原発の持つ問題点を明らかにして原子力防災の観点から市民にアンケートを実施する考えはあるか

2 鈴木 浩己 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

1 津波警報発表時における避難指示への対応と課題、今後の取り組みについて

7/30午前8:25にロシアのカムチャツカ半島付近で発生した巨大地震をめぐり、全国各地沿岸部に津波警報が発表された。厳戒態勢を敷いた本市をはじめ、各自治体で避難指示発令などの対応がされた。こうした中、各自治体においては様々な課題が顕在化し、国は今回の顕在化した課題に速やかに対応することで、災害対策の実効性を高めるべく、熱中症対策も含めて避難時の状況の検証をしようとしている。

今回の津波警報発表における状況と課題、そして今後の課題解決に向けての取り組みについて

ア 焼津市地域防災計画に記載されている津波対策編第5節避難行動（これは津波災害が発生した時の対策）が明記されているが、今回の警報発表時の対応について、「情報・広報活動」、「避難のために指示等」、「津波からの避難対策」、「警戒区域の設定」、「避難方法等」、「避難所の設置及び避難生活」について伺う

イ 避難指示対象地域の人口と把握している避難者数を伺う

ウ 避難者が避難した施設数と、そのうち津波想定区域内の施設数と把握している避難者数を伺う

エ 避難先への移動が困難な方への支援はされたか伺う

オ 避難の実効性を高める取組について、どのようなことに努めたか伺う

カ 避難者への熱中症対策はどうであったか伺う

キ 今回の津波警報対応の課題と課題解決のための取り組みについて伺う

2 高齢者が抱える生活上の多様なニーズと諸問題、終活への支援について

昨今、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦世帯が増加しており、入院・施設入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等従来家族が担ってきた手続き等の協力を受けることが困難な高齢者が増加する見込みであり、そうした「身寄りのない」高齢者等に対する支援の必要性が高まってきている中で、行政の役割が課題となっている。

(1) 身寄りのない高齢者などの身元保証、日常生活支援、死後事務等の支援に対する行政の取り組みについて

ア 令和5年8月、総務省発表の「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果 報告書」から提起された課題については、契約内容・手続きの適正審査、事業者の比較検討などが挙げられている。行政がこれらの支援を行うためには、相談員に専門的な知識が必要と考える。今後、高齢者サポート事業の相談体制、対応能力の充実を図る必要があると考えるが、見解を伺う

イ 相談のあった高齢者サポート事業のサービス内容を相談担当員が適切に評価できるようにガイドラインを作成することについて、どう考えているか伺う

(2) 身寄りがいない高齢者などの入院、入所における身元保証に関する支援策について

ア 病院や介護施設では、身元保証人がいない場合、入院や入所を拒むケースがある。身元保証人が求められる理由は、緊急連絡先の確保や入院計画の説明、物品の準備、費用の回収、退院支援、遺体や遺品の取り扱い、医療行為への同意などが挙げられる。そこで、身元保証人不在の際の対応については個別判断をしようとされている事例があることから、本市において、病院や介護保険施設に協力を依頼して身

元保証人不在の場合における入院・入所の受入対応の現状調査を行い、判断基準の整理と活用を進めることについて、どう考えているか伺う

イ 総務省のアンケート調査では、病院や介護保険施設が、身寄りのない高齢者の入院・入所に関して行政に求める支援として「何かあったときに、一緒に考えてほしい」、「元気なうちから 身元保証に関する働きかけ・案内をしてほしい」、また市区町村の相談窓口に関する意見として「困ったときに相談できる市町村の窓口を知りたい」、「どこへ相談すれば良いのか分からない」など多く寄せられた。そこで、病院や介護保険施設から総務省に要望のあった相談窓口の一元化や、身寄りのない高齢者の問題に迅速に対応するための体制構築、早期からの身元保証に関する周知活動などに取り組む必要があると考えるが見解を伺う

(3) 終活支援の具体的取り組みや提供サービスの拡充について

ア 身寄りがいない高齢者が遺産に関する課題について理解し、自らの意思決定に基づき適切な準備を進められるように、例えば遺言書の書き方、不動産の処理といった具体的なテーマの講座や相談会の開催、終活支援に関する情報提供や相談窓口の設置、専門家の紹介などのサポート体制の構築が必要であると考えながらどう考えているか伺う

イ 火葬に関する問題で、墓地埋葬等に関する法律に基づく場合、火葬に至るまでの手続きや火葬等にかかる費用、その後の納骨など、すべての手続きが完了するまでの課題や必要な手続きについて伺う

ウ 横須賀市が2015年から行っているエンディングプラン・サポート事業は、死後の葬儀・火葬・納骨に関するサポートを提供しており、葬祭事業者を紹介し、生前契約と支援プランの策定や、リビングウィル（延命治療意思）の書面を双方で保管する。このサポート事業は、26万円の基本プランを設定しており、経済的に余裕のある人は対象外としている。本人に何らかの事態が発生した場合、この生前契約した支援プランに基づき、市と葬儀社やその他の関係機関が連携して葬儀等を円滑に進めることができる。この事業は、身寄りのない高齢者の数が今後増加することが予想される中で、遺体の引き取り手がない場合に、墓地埋葬法第9条に基づいて行政が税金を使用して火葬を行うことの抑制にも寄与している。そこで、本市においても、横須賀市が行っているエンディングプラン・サポート事業を参考に、身寄りがなく経済的に余裕のない高齢者の死後の葬儀・火葬・納骨に関するサポート事業を検討することについてどう考えるか伺う

エ 横須賀市では、2018年から「終活情報登録伝達事業（わたしの終活登録）」を開始しており、現在、全国自治体に広がりを見せている。これは、本人が何らかの理由で行動不能となった場合や亡くなった場合に、事前に作成しておいた終活情報が適切に利用されるように、希望する市民を対象に終活関連情報を登録する制度。何かが起こった際、病院、消防、警察、福祉事務所や、本人が指定した人にこの情報を提供し、本人の意思の実現をサポートする制度となっている。本市においても、身寄りのない高齢者をはじめ、希望するだれもが突然訪れる病死に関する対応が円滑に進められるように終活情報登録制度を導入することについて見解を伺う

オ 終活問題に関する取り組みやサポートの拡充に当たって、市民や関連団体からの意見や提案を取り入れる機会を設けるなど市民の声を反映させることで、より実践

的で需要に合ったサポートが提供できると考えるが見解を伺う

3 奥川 清孝 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 介護人材の確保について

介護人材の確保に関する施策について

介護人材の確保は、国が直面する重要な社会課題となっております。

2040年まで、高齢者の数は増加し続けると予測されており、安定した医療・介護サービスの提供には、介護職員の育成とその定着が不可欠です。

しかし、現実には、介護職の賃金は低く、労働環境も厳しいため、多くの介護職員が離職しており、新たな担い手の確保も難しい状況にあります。

特に、訪問介護に関しては、「利用者宅を訪問してケアを行うことへの不安」などの理由から、他の介護職と違った状況が人材不足に影響を及ぼしております。

また、市内には、小規模な事業者が多く、採用活動を積極的に行うことが難しい状況もあります。

したがって、市内関係機関との情報共有や連携強化に向けた取組が期待されております。

これを実現するためには、公的機関である介護人材センターやハローワーク、自治体などが連携し、各事業者のニーズに応じた支援を行うことが求められております。

さらに、若い世代に介護の魅力を伝えるためには、学校との連携を強化し、介護業界への新たな認識を促進する施策が必要であり、通常の雇用形態にこだわらず、柔軟な働き方や副業としての介護職の位置づけを進めることで、より多くの人を介護職に惹きつけることが期待されます。

また、介護人材が不足する中で、国が示すように本市でも外国人介護人材の活用が必要になると思います。

外国人介護人材の受け入れを進めるためには、日本語の支援や生活面での環境の整備を整え、定着率を向上させる取り組みが必要です。

これにより、介護保険の持続可能な取り組みを目指すことが何よりも重要と考えます。

国県の施策を待つところも多くありますが、市として市民に質の高い介護サービスを提供するために、どのような施策を展開していくのか伺います。

ア 本市における介護サービスの担い手不足についての実態と見込みについて伺う

イ 介護人材の確保に向けた支援策の拡充について

(ア) 介護事業者や介護職員の声をどのように把握しているのか伺う

(イ) どのような支援が有効と考えているのか伺う

ウ 外国人介護人材の雇用と育成に関する支援について伺う

エ 潜在的介護福祉士の再就職支援について

(ア) 国県が把握している潜在的介護福祉士の状況と焼津市の現状認識について伺う

(イ) 県事業への参加状況と本市の今後の取り組みについて伺う

オ 小規模事業所への支援策について

令和4年4月から施行された「社会福祉連携法人制度」により福祉介護人材の確保や経営基盤の強化が実現します。

この制度を活用することで、福祉職員の採用や研修、人材交流、物資の共同購入が可能となり、コスト削減と効率的な人材確保、更には雇用環境の向上が期待できます。

(ア) 社会福祉連携法人の設立に対する考え方とサポートの必要性について伺う

(イ) 本市として、国、県と連携して、対応する考えがあるか伺う

2 災害時の地下水利用について

長期断水に備えた災害時協力井戸制度の充実、普及について

能登半島地震や台風による長期の断水が問題視され災害時用に井戸を登録する制度が県内でも広がりを見せています。

内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の新たな被害想定でも、県内では被災1週間後に70%、1か月後には24%の断水率が予測されており、災害時の水確保が喫緊の課題となっています。

このため県は、災害時協力井戸の登録を進める市町に対して補助金を交付しています。

災害時協力井戸は、長期断水が懸念される際に地域の重要な水資源として機能します。

これまでの災害事例からも、インフラが停止し、上下水道が利用できなくなるケースは多々あり、能登半島地震でも住民は水の確保に苦劳しました。

そのため災害時協力井戸は地域住民にとって有効な水の供給源になります。

災害時には、1人当たり1日3リットルの飲料水が必要となります。また、生活用水やトイレなどの衛生管理水を考慮すると数倍の水が必要となります。

これを踏まえ、本市も本年度から災害時協力井戸の事業費を予算に計上し、井戸の登録を進めております。

災害に強い地域づくりが求められる中、井戸の活用と取り組みについて伺います。

ア 災害時協力井戸登録事業目的と登録状況について

イ 災害時協力井戸登録事業に協力をいただいた方からのご意見について

ウ 県内他市町の取り組み状況について

エ 大規模災害時の市民のための生活用水の確保に向けた市の対策について

4 井出 哲哉 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 津波注意報・警報発表時の状況及び対応について

大雨や地震など毎年のように大きな自然災害が起きている。本市としても、南海トラフ巨大地震が発生した場合、大きな影響を受けられる。本市としても、今年度、潮風グリーンウォークが完成するなど、災害に備えてのインフラ整備が着々と進められ

ている。そのようななか、7月30日、ロシア・カムチャツカ半島付近を震源とする地震が発生し、気象庁からは、津波注意報・警報が発表された。結果として、本市の被害は確認していないが、今後に活かすべき点は多かったと思われる。市の対応や避難状況などについて伺う。

(1) 津波注意報・警報発表時の対応について

ア 津波注意報発表から警報解除までの経緯

イ 市の災害対策本部の対応

ウ 津波警報の防災対応への職員体制・動き

(2) 避難者の状況について

過去10年間、静岡県に津波警報が発表されたことはなく、津波注意報は2015年9月と2022年1月の2回である。今回の津波注意報・警報の発表を受け、市民などの避難状況はどうであったか伺う

(3) 市民などからの意見・要望について

全国的に自然災害による被害が増え、防災に対しての市民の意識は高まっていると思われる。市民などから意見・要望はあったか伺う

2 住宅施策について

焼津市では、地方創生の実現に向けて、雇用、子育て、地域づくり、移住・定住・交流を基本目標に掲げ取り組んでおり、人口減少対策としては、移住定住の促進が重要となる。

区画整理による良好な住環境の整備や子育て世帯移住定住応援事業などの取り組みにより、本市の人口は、昨年度は転出超過となったものの、ここ数年、転入超過が続いている。人口増加の要因の一つとして、区画整理事業があると思われる。

さらなる人口増加の取り組みを考えるうえで、今年度完了を予定している南部土地区画整理事業、施行中の会下ノ島石津土地区画整理事業の成果、そして、今後の住宅施策について伺う。

(1) 南部土地区画整理事業の成果について

全国最大規模の区画整理事業である南部土地区画整理事業の区域内には、住宅や店舗が立ち並び、新しいまちが着実に形成されている。改めて、この事業における人口増加の実績や事業の成果について伺う

(2) 会下ノ島石津土地区画整理事業の進捗と今後の見通しについて

南部土地区画整理事業と隣接し、現在施行中の会下ノ島石津土地区画整理事業について、進捗状況と今後の見通しについて伺う

(3) さらなる住宅施策について

人口増加に向けた更なる住宅施策について、どのように考えているか伺う

5 増井 好典 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 地方創生2.0について

2014年より地方創生1.0が開始され10年が経過し、国では地方創生1.0の反省を踏まえ、新たに地方創生2.0を作成し令和7年6月13日に閣議決定がされました。

単なる地域活性化策ではない。我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営みである。

今後10年間を見据え、人口減少が進んでいく以上は地方を強く、豊かで、そして新しい・楽しい物にしていく取組は1日も早く動き出し、具体化していかなければならないとある。

目指す姿とは強い経済と豊かな生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が新しい日本・楽しい日本を創る。

基本姿勢・視点として、人口減少への認識の変化、若者や女性にも選ばれる地域、人口減少が進行する中でも稼げる地方、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用、都市と地方が互いに支え合い人材の好循環の創出、地方創生の好事例の普遍化と広域での展開を促進、これらを推し進めていくことにより令和の日本列島改造を実現しようとするものです。

これらを踏まえ以下の質問をいたします。

国が進める地方創生2.0基本構想に対する焼津市の対応について

ア 地方創生は国が2014年から開始し、10年が経過したところであるが、焼津市におけるこれまでの取組、その成果について伺う

イ 6月13日に閣議決定された地方創生2.0基本構想における考え方について市長の認識を伺う

ウ 地方創生2.0基本構想を踏まえた焼津市における取組方針について伺う

2 農業の現状と今後について

昨年後半より国全体で米に関して様々な出来事があり、その対応や現状については報道や販売状況を実際に体験していることによりすでにご承知のことと存じます。米不足や価格高騰など消費者にとっては生活に直結する大きな問題であると同時にお子様がいらっしゃるご家庭については大変ご苦労されてのではないかと思います。

米生産農家における現状は大変厳しく、生産者の高齢化や担い手不足、機材の高騰と維持管理の難しさ、また、兼業農家においては勤務先の定年年齢の引き上げに伴う農作業への時間短縮など米生産農家においては厳しい状況下にあります。

しかしながら焼津市においては、2015年から2020年までの5年間で総農業軒数は▲407軒、販売農家は▲237軒、自発的農家▲170軒です。2025年時点では更にこのような傾向が進んでいるのではないかと懸念されます（数値は焼津市統計資料の農業センサスより）。

焼津市全体では70%が農地であり、そのうちの80%が田んぼです。農業は水産業と共に焼津市にとっても大切な産業でもあり同時に食生活に直結する重要な分野だと認識すべきと考えます。

焼津市における米の自給と米農家を如何に守り育てていくのかについて以下の質問をいたします。

(1) 米農家の現状をどの程度把握しているか

- ア 焼津市の米生産量や軒数及びその従事者数をどの程度把握しているのか伺う
- イ 米生産農家それぞれの事情の違いがあると思われますが、担い手不足や機材の高騰などに対する施策などはどのように行われているのか伺う
- (2) 今後の米生産農家に対する焼津市の取り組みとは
 - ア 新規農業者や農地集約など積極的農業経営には行政においても支援がかなり進んでいるように思え、評価は高いと認識しています。しかしながら大多数の兼業農家に対する支援はどのように考えているのか伺う
 - イ 将来的に米生産農業についてどのような姿が望ましいと考えているのかを伺う

6 藤岡 雅哉 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

隠れ待機児童問題の解消に向けて

2016年に「保育園落ちた日本死ね」とショッキングな言葉でブログに書き込まれ、全国的な問題となった保育園の待機児童問題。全国の自治体が定員を増やすなど、具体的な解決策を講じ、静岡県は本年4月1日現在、初めて待機児童が0人となったと発表されました。

焼津市も数年前から待機児童ゼロだと認識していますが、私が議員になってこの2年半の間に、5名の方から保育園に入れず仕事に復帰できないとの声が寄せられました。なぜ待機児童ゼロなのに保育園に入園できない方がでてしまうのか、という素朴な疑問が生まれました。

こども家庭庁による待機児童の定義は「保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用申し込みがされているが、利用していないもの」ですが、待機児童のカウントを外れる条件があり、それは「幼稚園等他の施設を利用」している方、「求職活動を休止」をした方、「特定の保育所等の申込み」をしている方、「育児休業延長」をした方、です。保育園を利用できなかった児童数からこれら四つの条件に当てはまる児童数を引いた数が待機児童数として報告されます。保育園に落ちたからやむを得ず幼稚園に通わせている方、5か所の希望保育所を申請しても選考されず、特定の保育所申し込みとされる方、保育園に落ちたから求職活動を休止せざるを得ない方、保育園に落ちたから育休延長せざるを得ない方など、待機児童にはカウントされませんが、申し込みをしても保育園に入れず仕事に復帰できない方が多くあります。本質問では「隠れ待機児童」と定義させていただきます。

私は焼津市内における隠れ待機児童問題を調べるため、インターネット上で「焼津市の保育所待機児童アンケート」を行いました。7月21日から8月17日の28日間という短期間に59名の回答があり、その関心の高さのご意見の多さから、特定の保護者の個別事情ではなく、焼津市全体の問題であるとの確証を得ました。

質問に入る前にアンケート結果の概要をお示しします。入所できず待機されていた期間は3か月未満が32名54%と最多ですが、1年以上待機の方が11名で19%あります。待機の結果、希望以外の保育所に入園された方が13名、保育園を諦め幼稚園に入園された方が11名、あきらめてご家庭で保育されている方も3名あります。仕事復帰への影響で

は、育児休業を延長された方が24名41%と最多で、退職されてしまった方が2名ありました。また働く意欲があるので保育園の申請をされたにもかかわらず、待機結果により就職を諦められた方が7名ありました。最終的に保育園に入所できなかったり、幼稚園に入園せざるを得なかったことが仕事に与えた影響は、長時間働く意欲がありながら、勤務時間や日数を減らさざるを得なかった方が5名、正社員からパートに働き方を変えた方も6名あったとの結果です。焼津市の保育行政に対しても、多くのご意見が寄せられておりましたので、回答いただいたデータを、こども未来部 保育・幼稚園課に共有させていただきました。

焼津市が令和6年に発表された「第4次焼津市男女共同参画プラン」の基本目標Ⅲ「仕事と生活の調和がとれ、誰もが活躍できる社会の実現」基本的施策1「職業生活における女性活躍の推進」では、「就業は生活の経済的基盤であり、働きたい人が性別に関係なく、その能力を十分に発揮できる社会づくりが重要」であり「男女共同参画社会を実現するためには、子育てや介護をしながら働く人への支援や、子育て後に再就職をめざす人への支援」などの取組が必要であると整理されています。今回のアンケート結果から、隠れ待機児童の問題は、子育て後に再就職をめざす人への支援が不十分なだけでなく、働く意思を持った保護者の意欲を削ぐものだとも言えます。

焼津市は子育て政策において、高校生までの医療費完全無料や、昨年度から始まった第2子の保育料無料化など、「ママ・パパになるならやっぱり焼津市！」とのキャッチフレーズで他の市町をリードしていると認識していますが、その一方で、アンケート結果を見る限り、隠れ待機児童の問題では、他市の後塵を拝していると言えます。

焼津市が目指す男女共同参画の理念との乖離を払しょくする為にも、子育て支援政策を更に充実させ、移住定住を考える世代から、焼津市が他市と比較しても魅力あふれる地域であると信頼されるためにも、隠れ待機児童問題を解消いただきたいと考え、質問させていただきます。

(1) 待機児童の実態について

ア 確認のため、直近の焼津市の待機児童数と待機児童の定義をお尋ねします

イ 今回定義した隠れ待機児童について、市として実態調査は行っていますか

ウ 隠れ待機児童が発生する主な要因をどの様に認識していますか

エ 市外の方が焼津市の保育園に入所されている、広域入所の現状をお尋ねします

(2) 待機児童を生まない対策について

ア これまで焼津市が講じてきた、具体的な待機児童対策とその成果をお尋ねします

イ 焼津市には小規模保育所が18カ所ありますが、保育の対象は2歳児までです。保護者が就業を継続する以上、3歳以上のお子さんでも保育園に預けたいと考えることが自然ですが、焼津市において、小規模保育所退所後の進路にはどのような傾向と課題がありますか

ウ 幼児教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の設置状況と今後の方針をお尋ねします

(3) 「保育施設利用調整基準」による選考について

ア アンケートの回答には、自分が何点で何番目だから落ちたのかわからないとの声もあります。選考の公平性・公正性はどのように担保されていますか

イ 「保育施設利用調整基準」の項目や算定指数はどのようなタイミングと手順で改

定されますか

ウ 月64時間以上働いていれば、保育の必要性が認められると思います。労働時間が1週あたり37.5時間以上で10点、1週あたり16時間以上20時間未満で5点と算定指数に大きな差があり、結果として労働時間の短い方は不利になりますが、労働時間の算定指数の差異に合理性はありますか

エ 現在焼津市は若い世代に対し、スタートアップ支援として起業を応援しています。結果として個人事業主が生まれると思いますが、父母の勤務形態が自営の場合、一人につき1点が減点となります。政策に齟齬が無いでしょうか

オ 現在子育て中の世代は、昭和の時代と違い転職が日常茶飯事です。父母共に就労実績が3年以上の場合は1点が加算されます。逆に転職して3年未満の方は加点されません。時代に合わない基準になっていないでしょうか

(4) その他について

ア 保育園の空き状況などの公開を求める意見が多くあります。情報公開の可能性をお尋ねします

イ 窓口対応に対するご意見も多く寄せられました。保育所入園に関して、市庁舎の保育・幼稚園課以外に相談窓口はありますか

ウ 下の子が1歳を過ぎても育児休業を取得する場合は退所する必要があります。一旦退所すると、職場復帰の際、下の子の保育申請と共に上の子の保育申請が必要で、隠れ待機児童問題に発展します。近隣で育休退所をやめている市もあります。焼津市の考えをお尋ねします